

# 税の申告は3月15日(火)までに

次のとおり、所得税や市・県民税、国民健康保険税の申告相談を行います。

- ▶ **期間** 2月15日(月)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)
- ▶ **時間** 午前9時～午後4時
- ▶ **注意** 譲渡所得(土地・建物・株式など)や山林所得、贈与税のある人、初めての住宅借入金等特別控除のある人は市役所での申告ができませんので、2月15日(月)～3月15日(火)のマーサ21会場で申告してください。

税務課 TEL22-6822

		申 告 会 場		
月	日	市役所	支所・公民館	マーサ21(税務署会場)
2月	15日(月)	○	—	○
	16日(火)	○	伊自良支所	○
	17日(水)	○	伊自良支所	○
	18日(木)	○	美山支所	○
	19日(金)	○	美山支所	○
	20日(土)	—	—	—
	21日(日)	—	—	○休日相談会
	22日(月)	○	美山中央公民館	○
	23日(火)	○	美山中央公民館	○
	24日(水)	○	—	○
	25日(木)	○夜間窓口(午後8時まで)	—	○
	26日(金)	○	—	○
	27日(土)	—	—	—
	28日(日)	○休日相談会	—	○休日相談会
	29日(月)	○	—	○
3月	1日(火)	○	—	○
	2日(水)	○	—	○
	3日(木)	○	—	○
	4日(金)	○	—	○
	5日(土)	—	—	—
	6日(日)	—	—	—
	7日(月)	○	—	○
	8日(火)	○	—	○
	9日(水)	○	—	○
	10日(木)	○	—	○
	11日(金)	○	—	○
	12日(土)	—	—	—
	13日(日)	—	—	—
	14日(月)	○	—	○
	15日(火)	○	—	○

平日昼間の窓口の利用ができない場合は、休日窓口と夜間窓口を利用してください。

①休日窓口

日時 2月28日(日) 午前9時～午後4時

②夜間窓口

日時 2月25日(木) ～午後8時

## 市・県民税の申告

岡税務課 TEL 22-6822

### ○市・県民税の申告が必要な人

●平成28年1月1日現在、山県市内に住所があり、平成27年中(平成27年1月1日～12月31日)に所得があった人

●給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人

①給与収入があった人で、勤務先から山県市へ「給与支払報告書」が提出されていない人

②給与所得以外に営業・農業・不動産

産などの収入があった人(給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告が必要となります)

③給与収入のほかに、不動産収入やアルバイト代などの副収入がある人

④医療費控除や社会保険料控除などを受けようとする人

●公的年金等所得者で、次のいずれかに当てはまる人

①各種控除(扶養控除・社会保険料控除・生命保険料控除など)を受けようとする人

②年金収入があった人で、不動産収

入やアルバイト代などの副収入がある人

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告をすることにより、生命保険料控除などの諸控除が適用され、市・県民税が軽減される場合があります。

●平成27年中に所得はなかったが、税に関する証明書が必要な人や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・CCY利用料など軽減の対象となる人

## 所得税の確定申告

岡岐阜北税務署

TEL 058-262-6131

### ○確定申告が必要な人

●平成27年中の事業(営業・農業)所得、不動産所得などのある人

●給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人

①平成27年分の給与の収入金額が2千万円を超える人

②給与を2カ所以上から受けてい

る人

③給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人

●年金所得者で、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

●年の途中で退職し、年末調整をしていない人

○確定申告をすると所得税が還付される人

●多額の医療費を支払った人

### ○税理士による無料相談

パソコンを利用した確定申告書の作成を行います。

▼日時 2月16日(火)～19日(金) 9時～正午・13時～16時

▼場所 市役所3階大会議室

## 申告にはこれらのものをお持ちください。

- ①印鑑(朱肉を使用するもの)
- ②給与・公的年金などの「源泉徴収票」(原本)
- ③事業(営業・農業)所得や不動産所得などのある人は「収支内訳書」(事前に記入のうえお持ちください)
- ④国民健康保険税や介護保険料などの支払証明書

- ⑤生命保険料や個人年金保険料、地震保険料、国民年金の保険料控除証明書
- ⑥医療費の領収書(明細書を作成のうえお持ちください)
- ⑦所得税の確定申告書やハガキ(税務署から送られてきた人のみ)など